

体罰ゼロの学校づくり

宮崎県から体罰をなくそう

宮崎県教育委員会

平成21年10月

教職員の皆さんへ

教育長 渡辺 義人

皆さん、考えてください。

学校に勤務する教職員は、教育のプロフェッショナルとして、

職務に誇りを持ち、他者から尊敬される人物ではなかったか。

教育の営みとは、

他人の痛み、悲しみをともに感じ、心をかよわせることではなかったか。

学校現場では、教職員の皆さんが、

子どもたちの存在の尊さや保護者、地域の方々の思いや願いを理解し、

日々熱心に取り組まれている姿があります。

しかしながら、事が、体罰に及んでしまうと、このような真摯な取組も

無になってしまう。

残念でたまらない。

各学校において、体罰根絶のための次の3箇条を胸に受け止めて

「体罰ゼロの学校づくり」に努めていただきたい。

- 1 体罰は、絶対に許されない行為である。
- 2 体罰は、暴力である。
- 3 体罰は、人権侵害である。

目次

I 総論編

1 「今後は、決して生徒に対して手を挙げない」	1
2 体罰NO 生徒の自主性を重んじた部活動指導	2
3 学校現場からの声「何故、体罰は起きるのか」	3
4 体罰は、人権侵害です！	4
5 体罰を起こす背景は、何でしょうか。	4
6 「体罰ゼロの学校づくり」のために、どうすればよいでしょうか。	5
7 体罰は、子どもの心と信頼を砕く行為です。	6
8 県内の懲戒処分を受けた体罰について	7

II 学校現場からの研修実践報告

1 ○○市立○○中学校の実践	
(1) 研修の流れ	10
(2) 体罰の根絶を目指して～○○中プラン	12
(3) ○○中学校体罰防止「かきくけこ」	13
2 宮崎県立○○高等学校の実践	
(1) 研修内容	14
(2) 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（平成19年）	16
(3) 「体罰」に関する自己チェック表	20
3 宮崎県立○○特別支援学校の実践	
(1) 研修会のアンケート	21

III 演習を用いた研修事例

1 演習を用いた研修事例（研修の提案例）	22
(1) 研修の流れ	23
(2) 研修の視点	24
(3) 演習事例（小学校用）	25
(4) 演習事例（中学校用）	27
(5) 演習事例（県立学校用）	29

I 総論編

本人の御了解により一部を修正して、体罰の報告書を掲載させていただきました。

1 「今後は、決して生徒に対して手を挙げない」

今回の件に関しては、大変申し訳ありませんでした。

今回、なぜ過ちをしてしまったのかを昨日、自分自身で考えてみました。

事件当日、飲酒のことを聞き、部員に伺いました。

数名の部員が事実を認め、さらに詳しい内容を聞いたところ、大会に向けての栄養会で保護者が飲み残したアルコールを飲んでいたことが分かりました。

その時、私の頭の中には遠方から栄養会のために駆けつけて頂いた保護者のことが思い出され、その人たちへの恩をあだで返すようなことをした部員に対して、裏切られた悲しい気持ちと同時にどうしても許せないという気持ちになりました。

それで手を挙げるという教師としてあるまじき行為に至ってしまいました。

昨日、校長先生と教頭先生より話をいただき、改めて自分自身のあさはかさと指導力のなさを痛感しました。

今までの自分自身が気づいていなかったことは、私と生徒との間に築かれていたものは信頼関係ではなく、むしろ従順関係ではなかったかということです。

つまり、人間性に惹かれてついてきているというよりも、私に対しての恐怖心からついていくふりをさせられていたのだと思います。

そうさせてしまったのは私自身の勘違いな指導が原因なので、今後は、一方的な高圧的指導ではなく、心に訴え、心に響かせる指導を身につけなければならないと思います。そのためには自分自身をもっと器の大きい人間性を身につけ、魅力ある人間になる必要があります、あらゆる場面で人間修行を行う覚悟です。

最後に、今後決して生徒に対して手を挙げないことを誓うとともに、今までご迷惑をおかけしたことに心よりお詫び申し上げます。

2 体罰NO 生徒の自主性を重んじた部活動指導

ある県立高校の部活動顧問の先生にメッセージを書きいただきました。

「気づき、自ら工夫する選手の育成をめざして」

私は、全国大会において優勝を目指し、選手を指導している一人である。ここ数年において優勝、準優勝の結果を出すことができたが、全国優勝するためには、勝つために必要な要因がいくつも集結することで、初めてその可能性が出てくるものであると感じている。私は、特に大会において、選手の能力を最大限発揮することのできる指導方法とは、どのような方法があるのか、勝つための要因を、日々指導していく中でよく考えることがある。

指導方法と言っても何が良くて、何が悪いかは、紙一重の世界である。100人の指導者がいれば、100通りの指導方法があってもおかしくはない。私は以前、ある競技の強豪国で、ある代表選手のトレーニングを見学した時に衝撃を受けた。その姿というのは、トレーニングを楽しみ、指導者と選手が、リラックスしながら取り組んでいる姿であった。その姿は、はしゃいでたようにも見受けられたが、だからといってモチベーションが低いわけではなく、むしろモチベーションは、すごく高いものであった。

その姿と比べて、日本人のトレーニングスタイルはどうだろうか。日本人がそのような姿でトレーニングをおこなった場合、「集中していない」、「弱いチームだ」など、悲観的な感情を抱くことの方が多いのではないかと考える。日本人のトレーニングは、「笑顔は必要なく、とにかく厳しく鍛えないと全国大会では勝つことができない」と考える指導者、選手が大半であると思う。確かに厳しく鍛えることは、全国大会で勝つための要因の一つでもある。しかし、厳しく鍛えるというものが、時には、体罰によってなされているのが現状につながっているのではないかと考える。その考え方が日本の文化とえば、それで終わりだが、私はもっと他に方法があるのではないかと考える。

確かに過去、体罰によって厳しく選手を鍛え、枠にはめて指導する方法で全国大会で優勝することもあったかもしれない。しかし、私は時間は、かかるかもしれないが、選手一人ひとりが本気で自分達のやるべきことを考え、気づき、それを実行できる選手を育てたい。そうできるのであれば、体罰をしなくても全国優勝できるだろう。この指導方法は、手間と時間がかかり、指導者は我慢することや待つことが必要となる。体罰に頼る指導より、むしろこの方法こそ、大会において選手の能力を最大限に発揮することのできるのではないかと考える。心からその競技が好きで、競技に取り組むことに楽しさを感じ、競技を通して「勝つことの喜び、負けることの悔しさ、どのようなしたら勝てるだろうか、上達できるのであろうか」など、本気で選手が感じるように、数多くの経験をさせることができる環境を提供することが、指導者に求められる役割でないかと考える。また、そのために工夫をすることが、選手が持っている能力を、最大限に発揮させることが、できる指導方法につながると確信する。

私は、現在、指導方法について、毎日試行錯誤しながら指導をおこなっている未熟者ではあるが、選手が自分の意志と工夫で、私の想像を超えるパフォーマンスができるような指導を、日々目指していきたいと考えている。そして、そのための指導方法を常に研究していくことこそ、指導者の喜びであると感じている。

3 学校現場からの声「何故、体罰は起きるのか」

県立学校からの研修報告書より抜粋

- 教師自身が感情のコントロールをすることができない。
- 自分が、絶対だ!という意識が強すぎる。熱心のあまりに体罰が起きる。
- 体罰は、容認しないが、生徒のためならその必要性（愛のムチ的）を感じることもある。教育効果があると思っている人がいる。
- 部活動では、精神的に追い込み、強くするためには、体罰もやむを得ないと考えている人がいる。体罰に対する認識が甘い。
- 自分達も、体罰を受けて育っているという経験も持っている。
- 一人の先生に負担がいたり、生徒指導を任せたりという環境が体罰に繋がっている。
- 教師の権威の低下＝常識的なことが、通じない生徒が増加している。
- 保護者も「しつけの一部」と言って家庭で、暴力をふるっている。
- 「言うことを聞かないときは、叩いて下さい」という考えを持つ保護者がいる。
- 体罰を与えることで、教師の熱心さ(?)を伝えようとする考えがある。
- □で説得するより、体罰による恐怖で指導した方が手っ取り早いという考えが根底にある。
- 全教職員の生徒指導に対しての考え方が、学校全体で同じはない。

4 体罰は、人権侵害です！

子どもは、人格をもった一人の人間として尊重されるべき存在です。

学校教育においても、子どもの人権を尊重し、一人一人を大切にされた教育の一層の推進が図られています。明日の宮崎を担う子どもたちを育てていくための基盤は、何といたっても、人権を尊重する教育、すなわち人権教育の充実です。

そのため、私たち教職員には、自らの大切さや他の人の大切さを認めていくような環境づくりに主体的に取り組むことが求められています。

しかしながら、子どもの人権を著しく侵害する体罰が教育の場で後を絶たないのが実状です。体罰は、人権教育を推進する上での妨げになるばかりか、子どもに深い心の傷を負わせ、自尊感情を減退させます。さらに、教職員と子ども及び保護者との信頼関係を崩すなど、学校教育全般へも深刻な影響を及ぼします。

私たち教職員は、このことは、十分認識しているはずですが、また、学校教育法で体罰が禁止されていることも知っています。

ではどうして体罰を起こすのでしょうか。



5 体罰を起こす背景は、何でしょうか。

(1) 子どもの人権への認識不足

子どもの人権を尊重しようという意識が低いと、自分の指導が通らない場合など、子どもの内面に訴える指導ではなく、その場で直ちに解決したくなる自分の気持ちを優先させてしまい、言葉よりも手が先に出てしまうことがあります。

この場合、子どもは指導に従ったように見えますが、実は痛みなどの苦痛から逃れるための行動であり、心に響く指導にはなっていません。

(2) 教職員間の不十分な協力体制

教職員間の協力体制が不十分だと効果的な指導ができないばかりか、お互いにストレスがたまり、その「あせり」から体罰を起こすことがあります。また、教職員が孤立し、他の教職員の協力が得られずに指導がうまくできなかった場合、子どもの態度に触れ、自分の感情をコントロールできなくなり、衝動的に体罰を起こすことがあります。

(3) 結果を出すことを急ぎ過ぎる意識

学校が家庭や地域との連携を深め、教職員が保護者の声や地域の人々に耳を傾けることは望ましいことです。ただし、期待に応えたいあまり、急いで結果を出そうとする意識が過ぎると、使命感や責任感の強い教職員は自分を精神的に追い込むことがあり、時に体罰の誘因になることがあります。

(4) 体罰容認論

時と場合によっては、ある程度の体罰は、子どもの教育には必要だという体罰容認論が、社会や保護者、教職員にも根強く残っているのではないのでしょうか。しかし、子どもは、人格をもった一人の人間として尊重されるべき存在であり、いかなる理由があっても体罰は許されません。

6 「体罰ゼロの学校づくり」のためにどうすればよいでしょうか。

教職員一人一人が人権感覚を高めましょう。

(1) 体罰は人権の問題

学校教育の現場から体罰を根絶するためには、体罰を指導方法の視点から捉えるべきではなく、「人権の問題」として考えていく必要があります。人権尊重に裏打ちされた教育理念に沿って、子どもをより理解して教育活動を行う日常の実践が大切です。

(2) 子どもの基本的人権の尊重

教職員一人一人が、体罰は子どもの人権を侵害する絶対に許されない行為であり、指導を困難にしてしまうことへの認識と自覚を深める必要があります。何よりも先ず、教職員自身が子どもの基本的人権を尊重することが大切です。さらに、いじめや暴力、児童虐待等の人権侵害から子どもたちを守らなければなりません。

(3) 人権に関する研修の充実

すべての教職員が、子どもの人権を侵す体罰や侮辱的な言葉、不公平な扱い等をなくすことは勿論、人権問題を直感的にとらえる感性及び人権への配慮が態度や行動に現れる鋭い人権感覚を身に付けることが必要です。

そのため、人権に関する研修を組織的・計画的に実施するとともに、教職員自身が自分の教育実践を振り返ることができるよう研修の充実を図ることが重要です。

人権の視点から、自分の教育実践を点検してみましよう。

- ① 子どもに自ら明るいあいさつをしたり、温かい言葉をかけたりしている。
- ② 指名をするときは、「くん」「さん」を付けて呼んでいる。
- ③ 子どもの学校・家庭での様子について把握している。
- ④ 子どもの悩みや人間関係を把握している。
- ⑤ 保護者の思いや願いを把握している。
- ⑥ 孤立している子どもがいないか配慮している。
- ⑦ 子どもの相談にのったり、進んで声をかけたりしている。
- ⑧ 互いのよさを認め合う場を設定している。
- ⑨ 子どもへの指導や対応について、互いに相談し合っている。
- ⑩ 人権尊重や、体罰・暴力の防止について、研修を定期的に行っている。

